

予防接種に関する制度の拡充を求める意見書

国は、子宮頸がん予防ワクチンなど3種のワクチンによる接種緊急促進事業を、平成22年11月26日から平成23年度末までの時限措置として実施しているが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては一時接種を見合せた時期があり、子宮頸がん予防ワクチンについても供給不足が発生するなど、当該3種のワクチンは、対象者に十分行き渡ったとは言えない状況である。

また、3種のワクチンに対応する疾病以外にも水痘や成人の肺炎球菌感染症などのVPD（ワクチンにより防ぐことができる疾病）は、本来このような短期の臨時事業で解決できるものではなく、公費負担で永続的に事業の実施を行ってこそ国民の健康の保持増進に大きく力を発揮するものと言える。

さらに、専門家からは、我が国の公的予防接種体制は米国を始めとする先進諸国と比べて対象となる疾病及びワクチンの種類が少ないことや、公的予防接種に社会防衛的な性格があることが指摘され、VPDについては、可能な限り公的予防接種の対象とするべきであるといった意見も出されている。

よって、国におかれては、3種のワクチンによる接種緊急促進事業を当面の措置として来年度も継続し、その効果及び安全性について検討した上で、国の財政支援を明確にして予防接種に関する制度の拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 現在、公費負担の対象となっていないVPDを予防接種法における予防接種の対象とすること。
- 2 3種のワクチンによる接種緊急促進事業の対象となる疾病を将来的には臨時的な措置ではなく予防接種法における予防接種の対象とすること。
- 3 安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣